

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。



(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	時間額 693円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成27年 10月9日

(2) 特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
糖類製造業	時間額 709円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成27年 11月26日
新聞業	時間額 783円	○新聞業	平成27年 11月27日
各種商品小売業※	時間額 702円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成27年 11月29日
自動車（新車）小売業	時間額 717円	○自動車（新車）小売業	平成27年 11月28日
畜産食料品製造業 清涼飲料、酒類製造業	左記の最低賃金は、平成27年度は改正がありませんでした。このため、平成27年10月9日からは、 沖縄県最低賃金693円が適用 されます。		

適用除外

ただし、次に掲げる者は（2）の特定（産業別）最低賃金から除外され（1）の地域別最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※沖縄県各種商品小売業最低賃金については、平成27年10月9日以降平成27年11月28日までの間は、改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金692円が沖縄県最低賃金693円を下回るため沖縄県最低賃金693円が適用されます。

- ◇ 最低賃金に算入されない賃金・・・
 - ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働割増賃金等

◇ 特定（産業別）最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**〈電話（098）868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署 ☎（098）868-8033	沖縄労働基準監督署 ☎（098）982-1263	名護労働基準監督署 ☎（0980）52-2691	宮古労働基準監督署 ☎（0980）72-2303	八重山労働基準監督署 ☎（0980）82-2344
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

POINT

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかのチェック方法は?

POINT

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



沖縄県最低賃金

時間額

693円

16円UP



平成27年10月9日から

働くには、最低賃金 チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! 最低賃金制度 検索

WEBで
チェック!



80 赤塚不二夫生誕80周年記念作品
おそ松さん

©赤塚不二夫/おそ松さん製作委員会

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省